



西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設の管理運営に関する

基本協定書



西 原 町

沖 縄 県 農 業 協 同 組 合

目 次

第1章 総則

- 第1条 (本協定の趣旨)
- 第2条 (指定管理者の指定の意義)
- 第3条 (公共性及び自主性の尊重)
- 第4条 (信義誠実の原則)
- 第5条 (用語の定義)
- 第6条 (管理物件)
- 第7条 (指定期間)
- 第8条 (開館時間及び休館日)

第2章 本業務の基準と範囲

- 第9条 (管理の基準)
- 第10条 (業務の範囲)
- 第11条 (甲が行う業務の範囲)

第3章 本業務の実施

- 第12条 (業務の実施)
- 第13条 (自主事業の実施)
- 第14条 (運営委員会)
- 第15条 (事業計画書)
- 第16条 (事業報告書)
- 第17条 (業務実施状況の確認)
- 第18条 (モニタリングの実施)
- 第19条 (調査等)
- 第20条 (業務の改善)
- 第21条 (開設準備)
- 第22条 (第三者による実施)
- 第23条 (管理物件の毀損等)
- 第24条 (緊急時の対応)
- 第25条 (情報の取扱い)
- 第26条 (知的財産権の取扱い)

第4章 本業務の管理運営経費

- 第27条 (指定管理料)
- 第28条 (利用料金)
- 第29条 (利用料金の取扱い)
- 第30条 (利用料金の減免)
- 第31条 (販売促進費)
- 第32条 (生産振興費)

第5章 本施設の維持管理

第33条 (施設等の維持管理)

第34条 (施設等の修繕)

第35条 (備品等の貸与)

第36条 (備品等の購入)

第37条 (備品の帰属)

第6章 損害賠償及び不可抗力

第38条 (損害賠償義務)

第39条 (第三者への賠償)

第40条 (保険)

第41条 (不可抗力発生時の対応)

第42条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)

第43条 (不可抗力による一部の業務実施の免除)

第44条 (リスク負担)

第7章 指定期間の満了

第45条 (業務の引き継ぎ)

第46条 (原状回復義務)

第47条 (備品等の扱い)

第8章 指定の取消し等

第48条 (指定の取消し)

第49条 (指定の取消しの申出)

第50条 (不可抗力による指定の取消し)

第51条 (指定期間終了時の取扱い)

第9章 その他

第52条 (情報公開)

第53条 (地域との連携及び協働)

第54条 (苦情処理)

第55条 (権利・義務の譲渡の禁止)

第56条 (協定の変更)

第57条 (費用の負担)

第58条 (解釈)

第59条 (疑義についての協議)

第60条 (年度協定書)

西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設の管理運営に関する基本協定書

西原町（以下「甲」という。）と沖縄県農業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設（以下「本施設」という。）の管理運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の民間事業者たる能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び自主性の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が民間事業者による自主的な経営努力により実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第7条 本協定による指定期間は、本施設が開設した日から10年目の年度末までとする。

2 本業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分

経理を行わなければならない。

(開館時間及び休館日)

第8条 本施設開設からの開館時間及び休館日は、条例に規定する範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第2章 本業務の基準と範囲

(管理の基準)

第9条 乙は、本協定、年度協定、条例、関係法令等のほか、公募要項、業務仕様書及び応募申請事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、年度協定、公募要項及び業務仕様書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、公募要項、業務仕様書の順にその解釈が優先するものとし、規定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、応募申請事業計画書にて業務仕様書を上回る水準が提案されている場合は、応募申請事業計画書に示された水準によるものとする。

(業務の範囲)

第10条 条例第18条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 運営準備期間に行う業務
- (2) 物品販売に関する業務
- (3) 飲食提供に関する業務
- (4) 公益事業に関する業務
- (5) 本施設の管理に関する業務

2 前項各号に掲げる細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第11条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 不服申立てに対する決定に関する業務
- (2) 本施設の目的外使用の許可に関する業務
- (3) 乙による管理業務外の業務

第3章 本業務の実施

(業務の実施)

第12条 本業務は、次の内容に従って実施するものとする。

- (1) 各施設の管理運営方針

(2) 管理運営に関する基本的な考え方

(3) 管理運営体制の整備

2 前項各号に掲げる細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(自主事業の実施)

第13条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、書面による甲の承認のうえ、自己の責任と費用により、積極的に自主事業を実施することができるものとする。

2 前項の基本的考え方、内容、注意点、行政財産の目的外使用については、業務仕様書に定めるとおりとする。

(運営委員会)

第14条 乙は、条例で定めるとおり、甲が設置する西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）から施設の運営方針、事業計画等に関する助言又は指導等があった場合は、これを尊重しなければならない。

(事業計画書)

第15条 乙は、業務仕様書に定めるとおり、毎年度甲が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し、運営委員会に諮り、甲に提出しなければならない。

2 甲及び乙は、提出された事業計画書及び収支計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第16条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、運営委員会へ報告し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎月実施した業務について、翌月10日までに甲に事業報告書を提出しなければならない。

3 前2項に掲げる報告の細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。また、乙が提出期限について合理的な理由により変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

4 乙は、甲が条例第24条に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

5 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認)

第17条 甲は、前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況

及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

(モニタリングの実施)

第18条 乙は、サービス水準の維持・向上の確認と評価のため、業務仕様書に定められたとおり、モニタリング・自己評価による管理運営の評価を実施し、その結果を甲に文書で提出しなければならない。

(調査等)

第19条 甲は、事業報告書の確認のほか、必要と認めるときは、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して業務実施状況や管理経費の収支状況について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申し出に応じなければならない。

(業務の改善)

第20条 第17条の規定による確認の結果、乙による業務実施が、公募要項、業務仕様書の甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙と協議のうえ、乙は業務の改善を行うものとする。

(開設準備)

第21条 乙は、指定開始日に先立ち、第10条第1項第1号により本業務に必要な準備を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合は、指定開始日に先立ち、甲に対して管理物件の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第22条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべての乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理物件の毀損等)

第23条 乙は、管理物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する滅失又は毀損が、自己の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項に規定する滅失又は毀損が、利用者の責めに帰すべき事由による場合は、甲及び乙は、利用者に対し、速やかに原状に回復する費用の負担又はその損害の賠償を求めるものとする。この場合において、乙は、利用者に対して事前にその旨を明示しておかなければならない。

(緊急時の対応)

第24条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合は、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報の取扱い)

第25条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び西原町個人情報保護条例（平成12年西原町条例第2号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第26条 本業務に伴い発生した著作権その他の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が行う自主事業や営業秘密その他事業活動に有益な技術上又は営業上の情報に関するものは除く。

第4章 本業務の管理運営経費

(指定管理料)

第27条 乙は、本業務に要する経費等の全てを、農水産物直売施設及び地域食材提供施設の収入又は利用料金若しくは乙自らが企画・実施する自主事業で得た収入で賄うものとし、甲は、当該経費に対する指定管理料は一切支払わないものとする。

(利用料金)

第28条 利用料金は、条例に規定する利用料金の範囲内において、乙があらかじめ甲の

承認を得て定めるものとし、甲と乙で協議を行うものとする。

(利用料金の取扱い)

第29条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の減免)

第30条 乙は、条例に規定する範囲内において利用料金を減額し、又は免除することができる。

(販売促進費)

第31条 乙は、販売促進費について、業務仕様書に定める金額を毎年度の予算に計上しなければならない。

2 前項の予算における販売促進事業の内容については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(生産振興費)

第32条 乙は、生産振興費について、業務仕様書の定める金額を、毎年度の予算に計上しなければならない。

2 前項の予算における生産振興事業の内容については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

第5章 本施設の維持管理

(施設等の維持管理)

第33条 乙が、本業務において行う本施設の維持管理に関する業務は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(施設等の修繕)

第34条 乙は、将来又は緊急的な大規模な修繕に必要な経費として、業務仕様書の定めるとおり、大規模修繕積立金を毎年度に甲に納入しなければならない。

2 前項の大規模修繕積立金の取扱いについては、甲と乙で協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙に対して大規模修繕積立金の返還は行わない。

(備品等の貸与)

第35条 甲は、業務仕様書の別紙1に示す甲において整備する設備・備品類等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。

(備品等の購入)

第36条 乙は、乙の任意により整備する設備・備品類等を購入し、又は調達し、業務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(Ⅱ種)」という。)

(備品の帰属)

第37条 備品等(Ⅰ種)のうち備品については、経年劣化により業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、甲との協議により必要に応じて乙の負担で当該備品を調達するものとする。

2 前項の規定により、指定期間内に乙の負担で調達するとした備品等(Ⅰ種)のうち備品については、甲と乙の協議の中で甲に帰属することを確認のうえ、甲へ帰属する手続きを行うものとする。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償義務)

第38条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第39条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第40条 本業務の実施にあたり、乙は、施設賠償責任保険を付保しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第41条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応処置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第42条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害・損失の状況確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第43条 前条に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部が実施できなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(リスク負担)

第44条 本業務を行うにあたり、危険負担並びに初期対応、損害賠償、想定される主なリスク及びその分担については、業務仕様書によるものとする。ただし、業務仕様書のリスク分担表に記載のない事項及び不明な事項については、甲と乙の協議で決定するものとする。

第7章 指定期間の満了

(業務の引き継ぎ)

- 第45条 本協定の終了に際し、条例に基づき指定管理者の候補者選定及び指定管理者の指定を行うこととなる。それに伴い、乙は、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引き継ぎを行わなければならない。
- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理物件の視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

- 第46条 乙は、本協定の終了までに指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第47条 基本協定の終了に際し、備品等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品等（Ⅰ種）については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 備品等（Ⅱ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲又は甲が指定する者と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、引き継ぐ備品等を指定した上で、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。この場合、乙に対して引き継がれた備品等が甲又は甲が指定する者に帰属することを確認し、甲又は甲が指定する者の所有物とする手続きを行うこととする。

第8章 指定の取消し等

（指定の取消し）

第48条 甲は、条例第24条第1項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務において不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。
- (5) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づき指定の取消しを行おうとする場合には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

（指定の取消しの申出）

第49条 乙は、次のいずれかに当該する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が、本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第50条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第51条 第45条から第47条までの規定は、第48条から第50条までの規定により指定を取消した場合にこれを準用する。ただし、甲及び乙が合意した場合は、この限りでない。

第9章 その他

(情報公開)

第52条 乙は、管理業務について、個人情報を保護した上で積極的に情報の公開に努めなければならない。

(地域との連携及び協働)

第53条 乙は、業務仕様書に定めた地域との連携及び協働を図った管理運営の徹底に努めなければならない。

(苦情処理)

第54条 乙は、誠実かつ適正な苦情の処理を行わなければならない。

2 重大な苦情が発生した場合は、乙はその処理内容及び処理結果について、甲に文書で報告しなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第55条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(協定の変更)

第56条 乙は、本業務に関し、本業務の条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(費用の負担)

第57条 本協定の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(解釈)

第58条 甲が、本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第59条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(年度協定書)

第60条 本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

甲と乙は、この基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

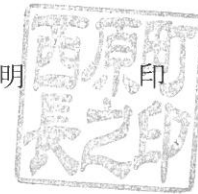
令和元年 5月21日

甲

所在地 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

名称 西原町

代表者 西原町長 上間 明



乙 (指定管理者)

所在地 沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1

名称 沖縄県農業協同組合

代表者 代表理事理事長 大城 勉



別紙1 用語の定義

1. 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中の毎事業年度に、当該事業における事項について締結する協定のことをいう。
2. 「条例」とは、西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成28年 西原町条例第22号）及び西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年 西原町規則第30号）のことをいう。
3. 「法令」とは、全ての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
4. 「公募要項」とは、西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設指定管理者公募要項のことをいう。
5. 「業務仕様書」とは、西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設指定管理者業務仕様書のことをいう。
6. 「応募申請事業計画書」とは、甲が行った本施設の指定管理者の募集にあたり、乙が応募時に提出した事業計画書等申請図書のことをいう。
7. 「指定開始日」とは、公募要項に定める指定期間の開始日のことをいう。
8. 「利用料金」とは、管理物件の利用の対価として、利用者が乙に支払う施設利用料のことをいう。
9. 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更並びにその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

別紙2 管理物件

該事業	1. 対象施設	西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設
ける条 拠点施 りこと	2. 施設概要	
	(1) 位置	西原町字小波津前原464番5 外15筆
女機関	(2) 建物概要	
	① 建物構造	鉄骨造平家建
	② 敷地面積	8,319㎡
	③ 延床面積	2,121㎡
要項の	④ 施設内容	農水産物直売施設 1,210㎡ (売場面積 445㎡)
		地域食材提供施設 185㎡
		特産物加工所 112㎡
務仕様		歴史文化展示・地域情報発信施設 242㎡
		ピロティ・多目的スペース 371㎡
		駐車場 123台 (普通車111台、身障者用3台、搬入車用9台)
乙が		駐輪場 20台

利用料

少崩壊
すこと
りとする

